

令和6年1月定例会 教 育 長 報 告

行 事 表	
12月25日(月)	教師ミニミニ体験閉講式（本庁舎 会議室9・10）
1月 5日(金)	能代商工会議所2024年新春のつどい（プラザ都）
1月 6日(土)	第24回能代市芸術文化章授章式、祝賀会（プラザ都）
1月 9日(火)	令和5年度能代市総合教育会議（本庁舎 会議室9・10）
1月19日(金)	教育委員会定例会（二ツ井町庁舎 大会議室）
1月22日(月)	第16回B&G全国サミット（～24日 東京都 ベルサール汐留）
1月30日(火)	青少年問題協議会幹事会（二ツ井町庁舎 大会議室）
1月31日(水)	第1回教育長面接：県教育委員会（山本地域振興局）
2月 5日(月)	令和5年度教職員人事評価面談：各小学校（二ツ井町庁舎 庁議室）
2月 6日(火)	令和5年度教職員人事評価面談：各中学校（二ツ井町庁舎 庁議室）
2月 7日(水)	文化会館運営協議会（能代市中央公民館）
〃	令和5年度能代市校長会第4回校長研修会（能代市南中学校）
2月 8日(木)	令和5年度子ども館運営協議会（能代市子ども館）
2月 9日(金)	第2回能代市立図書館協議会（能代図書館）
〃	生涯学習推進協議会（二ツ井町庁舎 大会議室）
2月13日(火)	令和5年度第2回能代市立小・中学校事務共同実施推進協議会 (二ツ井町庁舎 庁議室)
2月14日(水)	第3回能代市社会教育委員の会議（二ツ井町庁舎 大会議室）
〃	第2回教育長面接：県教育委員会（山本地域振興局）
2月18日(日)	第16回ジュニアフェンシング二ツ井大会（二ツ井町総合体育館）
2月19日(月)	教育委員会定例会（本庁舎 会議室9・10）

承認第 1 号

臨時代理の承認について

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 18 年能代市教育委員会規則第 5 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により承認を求める。

令和 6 年 1 月 19 日提出

能代市教育委員会教育長 高 橋 誠 也

1 臨時に代理した理由

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 18 年能代市教育委員会規則第 5 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の案件について、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を開くいとまがなかったので、臨時に代理したものである。

2 臨時代理の内容

能代市教育委員会事務局会計年度任用職員の職務内容について、常勤職員に準じた業務を分担できるようにするため、事務補助の職種の表記を改正するものである。

3 臨時代理年月日

令和 5 年 12 月 28 日

能代市教育委員会訓令第4号

庁中一般・関係各所

能代市教育委員会事務局会計年度任用職員の報酬及び給料の額に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年12月28日

能代市教育委員会教育長 高 橋 誠 也

能代市教育委員会事務局会計年度任用職員の報酬及び給料の額に関する規程の一部を改正する訓令

能代市教育委員会事務局会計年度任用職員の報酬及び給料の額に関する規程（令和2年能代市教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第7条及び別表事務補助の項中「事務補助」を「一般事務」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年1月1日から施行する。

能代市教育委員会事務局会計年度任用職員の報酬及び給料の額に関する規程(令和2年能代市教育委員会訓令第7号) 新旧対照表

現行	改正後（案）																																
○能代市教育委員会事務局会計年度任用職員の報酬及び給料の額に関する規程 令和2年3月31日 教育委員会訓令第7号 ～略～ 第7条 第2号職員となった者のうち、経験年数（<u>事務補助</u>にあつては、能代市の会計年度任用職員、臨時職員又はパートタイマーの経験年数に限る。）を有する者の号給は、職種別基準表に定める号数に、当該経験年数の月数を12月で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。 別表（第4条関係） 職種別基準表 <table><tr><th rowspan="2">職種</th><th rowspan="2">学歴免許</th><th colspan="2">基礎号給</th><th colspan="2">上限</th></tr><tr><th>職務の級</th><th>号給</th><th>職務の級</th><th>号給</th></tr><tr><td><u>事務補助</u></td><td>高校卒</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>5</td></tr></table>	職種	学歴免許	基礎号給		上限		職務の級	号給	職務の級	号給	<u>事務補助</u>	高校卒	1	1	1	5	○能代市教育委員会事務局会計年度任用職員の報酬及び給料の額に関する規程 令和2年3月31日 教育委員会訓令第7号 ～略～ 第7条 第2号職員となった者のうち、経験年数（<u>一般事務</u>にあつては、能代市の会計年度任用職員、臨時職員又はパートタイマーの経験年数に限る。）を有する者の号給は、職種別基準表に定める号数に、当該経験年数の月数を12月で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。 別表（第4条関係） 職種別基準表 <table><tr><th rowspan="2">職種</th><th rowspan="2">学歴免許</th><th colspan="2">基礎号給</th><th colspan="2">上限</th></tr><tr><th>職務の級</th><th>号給</th><th>職務の級</th><th>号給</th></tr><tr><td><u>一般事務</u></td><td>高校卒</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>5</td></tr></table>	職種	学歴免許	基礎号給		上限		職務の級	号給	職務の級	号給	<u>一般事務</u>	高校卒	1	1	1	5
職種			学歴免許	基礎号給		上限																											
	職務の級	号給		職務の級	号給																												
<u>事務補助</u>	高校卒	1	1	1	5																												
職種	学歴免許	基礎号給		上限																													
		職務の級	号給	職務の級	号給																												
<u>一般事務</u>	高校卒	1	1	1	5																												

議案第1号

能代市部活動地域移行推進協議会設置要綱の制定について

能代市部活動地域移行推進協議会設置要綱を次のように定める。

令和6年1月19日提出

能代市教育委員会教育長 高 橋 誠 也

能代市部活動地域移行推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 能代市立中学校における部活動の地域移行（以下「部活動の地域移行」という。）に係る事業の推進について協議するため、能代市部活動地域移行推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 部活動の地域移行に係る進捗管理に関すること。
- (2) 部活動の地域移行に係る事業の監督に関すること。
- (3) 部活動の地域移行における課題に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、部活動の地域移行に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) スポーツ団体関係者
- (2) 文化団体関係者
- (3) 保護者代表
- (4) 学校関係者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 教育委員会は、委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱し、又は任命することができる。この場合において、新たに委嘱され、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選任されていない場合においては、教育委員会が会議を招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことが出来ない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議には、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会教育部生涯学習・スポーツ振興課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、協議会に諮って委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年1月19日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この告示の施行後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

提案理由

能代市部活動地域移行推進協議会を設置しようとするものである。

議案第 3 号

能代市部活動地域移行推進協議会委員の委嘱及び任命について

能代市部活動地域移行推進協議会設置要綱第 3 条の規定に基づき、能代市部活動地域移行推進協議会委員を次のように委嘱及び任命する。

令和 6 年 1 月 1 9 日提出

能代市教育委員会教育長 高 橋 誠 也

能代市部活動地域移行推進協議会委員名簿

任期 令和 6 年 1 月 1 9 日から
令和 7 年 3 月 3 1 日まで

氏 名	所 属 等	備 考
青山 正夫	N P O 法人 能代市スポーツ協会	新 任
藤田 卓也	能代市スポーツ少年団本部	新 任
藤田 弘子	N P O 法人 スポカルきみまち	新 任
工藤 真弘	能代市校長会	新 任
矢田部 瑞穂	能代市校長会	新 任
谷内 直毅	能代山本中学校体育連盟	新 任
藤嶋 章公	能代市 P T A 連合会	新 任
渡邊 優子	N P O 法人 希楽々	新 任
嶋田 節子	N P O 法人 能代市芸術文化協会	新 任
高橋 誠也	能代市教育委員会	新 任

提案理由

能代市部活動地域移行推進協議会設置にあたり、新たに委員を委嘱及び任命しようとするものである。

議案第 2 号

令和 5 年度能代市一般会計補正予算案に対する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求める。

令和 6 年 1 月 1 9 日提出

能代市教育委員会教育長 高 橋 誠 也

提案理由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対して市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求めようとするものである。

令和5年度能代市一般会計補正予算（第16号）歳入内訳

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	説 明
14款 国庫支出金				
2項 国庫補助金				
4目 労働費国庫補助金	300	1,694	1,994	○労働施設費補助金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時 交付金 1,694

令和 5 年度能代市一般会計補正予算（第 1 6 号）歳出内訳

5 款 労働費

1 項 労働施設費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	説 明
2 働く婦人の家費	11,624	1,694	13,318	施設改修費 1,694

【繰越明許費補正】

1. 追 加

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
5 労働費	1 労働施設費	施設改修費	1,694